



この届書は、毎年7月1日現在に被保険者である方(6月1日以降に新たに資格取得された方等を除く)について、その年の9月分から適用される標準報酬月額を決定するためにご提出いただくものです。  
提出期間は、毎年、7月1日～10日までとなります。

## 【記入方法】

提出者記入欄 : 事業所記号は、新規適用時または組合編入時に付された記号を記入してください。

事業所 記号			2	0
-----------	--	--	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出された被保険者整理番号を記入してください。
- ②被保険者氏名 : 氏名を記入してください。
- ③生年月日 : 元号は、「5.昭和」、「7.平成」、「9.令和」とし、次のとおり記入してください。  
昭和63年5月3日の場合 **③ 5-630503**
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位で記入してください。
- ⑥従前の改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月を記入してください。
- ⑦昇(降)給 : 4月～6月の支払期において、昇給または降給のあった給与の支払月を記入し、「1.昇給」または「2.降給」に○印を付けてください。
- ⑧遡及支払額 : 4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額を記入してください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、給与の支払の基礎となった日数を記入してください。  
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてください。  
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 報酬のうち給料や手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われたものの合計額を記入してください。  
※昇給が遡ったことにより差額が支給された場合は、差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち金銭(通貨)以外で支払われたもの(食事・住宅・被服・定期券等)について記入してください。  
※現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。
- ⑬合計 : 「⑪通貨によるものの額」と「⑫現物によるものの額」の合計額を記入してください。
- ⑭総計 : 「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上)の月がない場合は15日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上)の月がない場合は15日以上)の「⑬合計」の総計した額を記入してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」の額を「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上)の月がない場合は15日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上)の月数、短時間労働者の場合は11日以上(パートの方で4月～6月の支払期に17日以上)の月数)で除した額の1円未満を切り捨てた額を記入してください。
- ⑯修正平均額 : 遅配分給与の支払いや昇給が遡ったため、「⑭総計」に給与の差額が含まれている場合は、「⑭総計」から差額を除いて平均額算出し、1円未満を切り捨てた額を記入してください。  
4月～6月の支払期の給与に低額の休職給が含まれている月がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計により平均額を算出してください。
- ⑰個人番号 : 記入不要です。
- ⑱備考 : 該当する番号に○印を付けて次のとおり記入してください。  
給与計算期間の途中で資格取得したことにより、1ヶ月分の給与が支給されない場合は、「2.途中入社」に○印を付けて括弧内に資格取得年月日を記入してください。  
※途中入社により、1ヶ月分の給与が支給されない月を除いた月が算定の対象となります。  
病休・育休・休職等に該当する場合は、「3.病休・育休・休職等」に○印を付けてその期間を括弧内に記入してください。  
4月～6月の支払期間に被保険者区分の変更があった場合は、「6.その他」に○印を付けてその旨を括弧内に記載してください。

## 【お知らせ】

この届書により決定された標準報酬月額は、その年の9月分保険料(10月納付分)から適用となります。  
パートとは、1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。  
短時間労働者とは、1週間の所定労働時間または1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の方のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であることなど、一定の条件を満たしている方をいいます。  
「⑩給与計算の基礎日数が17日(パートの方は15日、短時間労働者の方は11日)以上の月が1日もない場合は、従前の標準報酬月額により決定することになります。

